

〔補助金等の交付〕

(中小企業振興②)

9 取扱事業者の規模により商品券の販売額に上乗せされるプレミアム率に差を設けることについて

市が、利用者、利用期間、利用地域を限定したプレミアム付き商品券事業を実施する事業者団体に対して、プレミアムに相当する額の補助金を交付するに当たり、プレミアム付き商品券の取扱事業者の規模によってプレミアム率に最大数パーセント程度の差を設けさせることは、特定の事業者を競争上著しく有利又は著しく不利にするものではないことから、競争に与える影響は限定的である。

1 相談の要旨

- (1) I市内の商工事業者が加盟する事業者団体は、プレミアム付き商品券（販売価格に対して一定の割増分〔プレミアム〕の付いた券面額となっている商品券）の発行・販売に係る事業（以下「プレミアム付き商品券事業」という。）を、期間を限定して、実施している。

プレミアム付き商品券の取扱いはI市内に店舗・事業所を置く商工事業者に限られ、取り扱うには当該事業者団体への申込みが必要である（以下「取扱事業者」という。）。また、プレミアム付き商品券を購入することができるのは、I市の在住者・在勤者に限られる。

- (2) I市は、市内経済の活性化の目的に合致する事業に対して補助金を交付しており、交付に際して必要となる事項については、その都度、要綱に定めている。

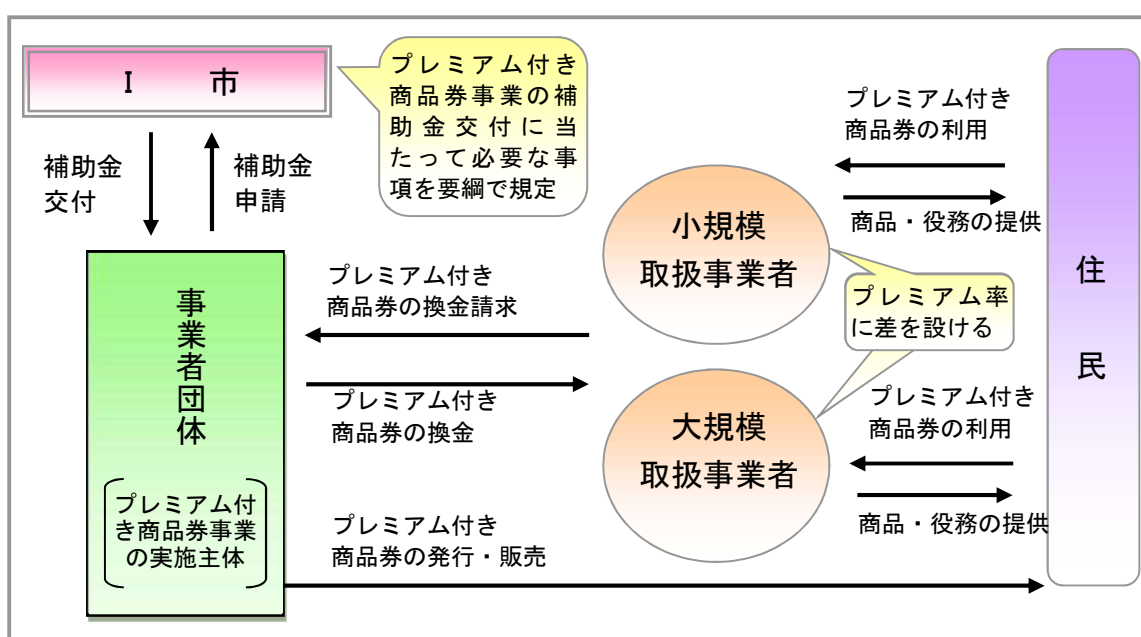
I市では、これまでも、プレミアム付き商品券事業に対して、要綱に必要事項（実施期間、発行総額、プレミアム率〔販売価格に対するプレミアムの割合〕等）を定めた上で、プレミアムに相当する額の補助金を当該事業者団体に対して交付している。

- (3) I市がこれまで交付したプレミアム付き商品券事業に係る補助金においては、取扱事業者の規模にかかわらずプレミアム率は一律のものであったが、プレミアム付き商品券の利用状況をみると、中小事業者の店舗・事業所での利用が低調であった。

このため、今後、I市では、中小事業者の店舗・事業所におけるプレミアム付き商品券の利用を促進させ、これにより市内経済を活性化させるため、I市における中小事業者の店舗・事業所の多くが床面積1,000平方メートル未満であることを踏まえ、店舗・事業所の床面積を基準に、取扱事業者を、1,000平方メートル未満の取扱事業者（以下「小規模取扱事業者」という。）

とそれ以外の取扱事業者（以下「大規模取扱事業者」という。）とに分けた上で、それぞれが取り扱うプレミアム付き商品券のプレミアム率について、大規模取扱事業者と比べて小規模取扱事業者向けのものを高く設定する旨を要綱に規定した上で、当該プレミアムに相当する額の補助金の交付を行うことを考えている。具体的なプレミアム率については検討中だが、その差は、最大でも数パーセント程度と考えている。なお、プレミアム付き商品券は、小規模取扱事業者用と大規模取扱事業者用とを分けて発行する。

以上の施策を講じることについて、独占禁止法上及び競争政策上問題ないか。



2 独占禁止法上及び競争政策上の考え方

- (1) 本件は、事業者団体が実施するプレミアム付き商品券事業に対して、I市がプレミアムに相当する補助金を当該事業者団体に交付するに当たり、取扱事業者の規模によってプレミアム付き商品券の販売額に上乗せするプレミアム率に差を設けさせるものである。
- (2) 一般に、行政機関が実施する施策において、その方法等をどのように定めるかは、独占禁止法上の問題ではなく、当該施策の政策目的に基づく行政機関の判断に委ねられている。一方、当該施策の制度設計や運用の方法によって特定の事業者が競争上著しく有利又は著しく不利になる場合は、市場における競争をゆがめ、その結果、価格やサービス面で住民の不利益にもなりかねない。
- (3) 一般に、プレミアム付き商品券事業は、地域経済の活性化を目的として全

国各地において広く実施されている。

本件において、I市は、中小事業者におけるプレミアム付き商品券の利用促進による市内経済の活性化を目的に、商品券の取扱事業者の規模によってプレミアム率に差を設けた補助金の交付を検討しているが、交付する補助金の内容をどのように設定するかについては、独占禁止法上の問題ではなく、政策目的に基づくI市の判断に委ねられている。

また、プレミアム付き商品券の取扱事業者の規模に応じてプレミアム率に差を設けることは、中小事業者におけるプレミアム付き商品券の利用促進による市内経済の活性化を目的に行われるものであり、プレミアム率の差も最大でも数パーセントであること、プレミアム付き商品券を利用できる期間及び地域は限定されており、その購入者もI市の在住者・在勤者に限定されていることを踏まえれば、特定の事業者を競争上著しく有利又は著しく不利にするものではなく、競争に与える影響は限定的である。

3 結論

I市が、プレミアム付き商品券事業を実施する事業者団体に対して、プレミアムに相当する額の補助金を交付するに当たり、中小事業者におけるプレミアム付き商品券の利用促進による市内経済の活性化を目的に、プレミアム付き商品券の取扱事業者の規模によってプレミアム率に最大数パーセント程度の差を設けさせることは、中小事業者におけるプレミアム付き商品券の利用促進による市内経済の活性化という目的の下、プレミアム付き商品券の利用範囲が期間及び地域を限定され、またその購入者もI市の在住者・在勤者に限定されていることを踏まえれば、特定の事業者を競争上著しく有利又は著しく不利にするものではなく、競争に与える影響は限定的である。